

住宅の断熱化促進広報事業 委託仕様書

1 業務の目的

2050カーボンニュートラルに向け、建物の脱炭素化を進める必要があるが、建物は建設時の性能によってエネルギー使用量が固定化され、既設住宅においては8割以上が国の省エネ基準未達となっており、既設住宅における省エネ性能の向上は固定化されたエネルギー消費量を改善するために必要な取組となっている。

このことから、岡山県（以下「県」という。）は、県民に、住宅断熱の意義やメリットについて関心を持ってもらい、断熱化の取組の契機とするため、啓発資材の作成及び展示等による広報事業を実施する。

2 委託業務の名称

住宅の断熱化促進広報事業

3 委託業務の内容等

(1) 啓発用資材の作成及び周知業務

受託者は、既存住宅の断熱化に係るメリットや事例の紹介、活用可能な補助金の情報などを盛り込んだ次の資材を作成する。

① 啓発チラシ

- ・A4版4ページ、両面カラー（電子媒体での閲覧を想定した構成とすること。）
- ・断熱化の手法、メリット（省エネ効果、健康面での効果など）、コストや補助金情報などを盛り込むこと。
- ・初校データ作成後、最低2回の校正対応を行うこと。
- ・紙媒体（5,000部）を印刷し、県の指定する送付先（150カ所程度を想定：郵送費用含む）に送付すること。（詳細は県と協議して設定）
- ・電子データ（データ形式は岡山県と協議）について、岡山県脱炭素社会推進課に納品すること。

② 啓発パネル

- ・A1版、3枚以上
- ・啓発チラシを活用するなど、企画展示用のパネルを作成すること。
- ・作成に当たっては来館者の目を引くデザインとすること。
- ・初校データ作成後、適宜校正対応を行うこと。

(2) 企画展示業務

受託者は、(1)で作成した資材等を用いて催事スペースにおいて企画展示を一定期間実施し、その際、断熱化のメリット、優良事例、補助金情報等を紹介できるスタッフを1名以上常駐させること（他業務との兼務化）。

① 催事スペース

事業のターゲット層（住宅の建て替えや改修、新築等を検討している年代（子育て層、高齢者層及び高齢者を親に持つ層等））の集客が定常的に見込める施設（企画提案内容を踏まえ県と協議して設定）

② 実施期間等

令和8年7月から翌年1月までのうち約6カ月（県と協議して決定）

1日の日中7時間以上、週6日以上開場（原則、土、日曜日を含む。）

③ 展示内容、専有面積

- ・（1）で作成したパネル及びチラシ
- ・断熱窓等の実物模型（メーカー等からの借受等により対応）
- ・上記パネル、模型等が設置可能な区画（1坪を目安）

④ 来館者対応

- ・展示の解説や工務店等の施工事例、費用の目安等を紹介する。
- ・アンケートやヒアリング、付箋による書き込み型の参加展示等により、来館者の声を集積するとともに、可能な範囲で疑問の解消に努める。

⑤ その他

- ・チラシの活用等により、来館者を増やすよう広報を行うこと。

(3) 業務完了報告

業務完了後は、速やかに業務完了報告書を作成し、郵送又は持参により発注者に提出すること。加えて、委託期間を通じた業務実施経過及び実績をまとめた実績報告書（アンケート結果の分析含む。）を作成し、郵送又は持参及び電子メールにより発注者に提出すること。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託限度額

3, 775, 200円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 成果品の提出

次の成果品を作成し、令和9年3月31日までに岡山県環境文化部脱炭素社会推

進課に提出すること。

- ・ 3 (3) に係る報告書 2部

7 著作権等

- (1) 本事業で納品された成果品の著作権は、原則として、すべて県に帰属するものとする。また、二次利用できることを原則とする。
- (2) 他人の名誉、信用、プライバシー権、著作権・肖像権、その他の権利を侵害しないこと。また、権利者の許諾が必要な場合は、本件の業務の受託者は、必要な権利処理を行うものとする。
- (3) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（著名人、キャラクター、音楽等）を活用する際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。利用権に期限がある場合には明示すること。
- (4) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

8 委託業務に係る留意事項

- (1) 本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本業務に係る契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。
- (3) 具体的な業務の進め方、業務内容については、事業着手前に県と協議するものとする。
- (4) 県の承認を得た場合を除き本業務の再委託を禁止する。ただし、一括再委託は認めない。
- (5) 本業務の遂行上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (6) 資料の収集については、県が提供するものを除き、原則として受託者の責任において行う。
- (7) 本業務の遂行に当たり、役割分担・責任体制を明確化するとともに、受託者は県との連絡を密にすること。
- (8) 本業務の遂行に当たり、不明又は不審な点、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、直ちに県と協議すること。
- (9) その他必要な事項は、岡山県財務規則の規定による。